

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人桜江福祉会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であつて、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
- 3 常勤理事のうち職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間120万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。
- 3 理事長及び理事に対する報酬は、別表1に定める額とする。
- 4 監事に対する報酬は、別表2に定める額とする。
- 5 評議員に対する報酬は、別表3に定める額とする。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、その額は別表4に定める額とする。

- 2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、職員旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公 表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補 足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年4月17日から施行する。

附 則

この規程は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は令和5年7月1日から施行する。

別表１ 理事長及び理事の報酬

(１) 非常勤理事長

名 称	報酬の額	備 考
理事長業務報酬	月額 75,000円	理事会等会議出席含む。

(２) 非常勤理事（理事長を除く）

名 称	報酬の額	備 考
理事会等会議出席報酬	日額 7,000円	車賃、交通費等については「職員旅費規程」に準じて支給する。
外部研修等出席報酬（市内）	日額 6,000円	
外部研修等出席報酬（市外）	日額 8,000円	

別表２ 非常勤監事の報酬

名 称	報酬の額	備 考
監事監査 出席報酬	日額 8,000円	車賃、交通費等については「職員旅費規程」に準じて支給する。
理事会等会議出席報酬	日額 7,000円	
外部研修等出席報酬（市内）	日額 6,000円	
外部研修等出席報酬（市外）	日額 8,000円	

別表３ 評議員の報酬

名 称	報酬の額	備 考
評議員会出席報酬	日額 6,000円	車賃等については「職員旅費規程」に準じて支給する。
法人及び施設業務出勤報酬	日額 6,000円	

別表４ 役員及び評議員の費用弁償

名 称	基本額（日当）	備 考
法人業務等に係る出張	県外 4,000円	交通費、宿泊費については、職員旅費規定に準じて支給する。